

第 7 6 号議案

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項報酬額（円）の欄を次のように改める。

1 2, 2 0 0

別表投票管理者の項報酬額（円）の欄を次のように改める。

1 4, 5 0 0
7, 2 5 0

別表期日前投票所の投票管理者の項報酬額（円）の欄を次のように改める。

1 2, 8 0 0
6, 4 0 0

別表開票管理者の項報酬額（円）の欄を次のように改める。

1 2, 2 0 0

別表投票立会人の項報酬額（円）の欄を次のように改める。

1 2, 4 0 0
6, 2 0 0

別表期日前投票所の投票立会人の項報酬額（円）の欄を次のように改める。

1 0, 9 0 0
5, 4 5 0

別表公民館運営審議会委員の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 0 号）の施行等に伴い、条文を整備するため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。